

師守記にみる尾道

提 勝 義

1. はじめに

備陽史探訪の会が今回よりタイプによって印刷されるとの事で非常に結構なことと思うので私もつたない文章をよせることになった。

「師守記」私がここに引用するのは、統群書類従完成会より刊行されたものである。師守記は帝国図書館当時「師茂記」となっていたようであるが、編者の藤井貞文氏、小林花子女史によると、実際の執筆者は大外記中原師茂の弟である中原師守によってなされているので、師守記とするのが妥当との事である。⁽¹⁾

この師守記は大外記家に関することについて細かく書かれたもので、その記述年代は、暦応二年(1339)から応安五年(1372)の間のことである。

中原氏と尾道との関係は、中原氏が⁽²⁾大炊寮領の管理をしていることである。尾道の大炊寮領としては栗原・吉和保、歌島、そして栗原保の中の御所崎であり、その他広島県内には高屋保^(秋か)大反町がある。師守記の中に出てくる栗原保や吉和保に関係する年代は、暦応二年(1339)から貞治六年(1362)のことであり、その内容はきわめて断簡的であり、つながりのないものであるが、ある時期に栗原保や吉和保にどのような人物がいたのか、武士の侵略に対してどのように対応していたのかおよそのことを知ることは出来るのである。

師守記記載の大炊寮領については、すでに青木茂氏が新修尾道市史第1巻の中でとりあげておられて、今さらここで述べる必要はないとも思うけれど、草戸千軒町や鞆・尾道の発堀もおこなわれ、中世史の世界でも網野氏や石井・勝保・笠松・横井氏等の活発な研究が進められて、中世の世界の新たな見直しや、再確認がおこなわれている今日もう一度ここに師守記の概略を記述しておこうと思う。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

2. 師守記の記述

栗原保や吉和保に関係する人々は、相原氏、安芸入道円源、その子供の将監師上、兵部大夫入道了円、安木入道、吉和・栗原公文、岩崎律師、中原家の人々とその家使である左近太郎、友阿等である。

暦応二年(1339)七月廿五日壬午、天晴

今夜二十五味如例、今日栗原保、泉州〔 〕僧覚円賜御下知、予書之、

暦応二年八月一日、今朝相原十帖進上家君次進頭殿御方^(師右)、^(師茂)扇三本・筆一差^{墨一廷}、御返檀紙三帖、打輪一、茶二種等也、予女房扇二本秋一被覆之不及返、予憑人々、覚照房茶一種^{扇一本}返帶一、花平莒納自物、次外記殿扇二本・墨一廷・返茶一種・蛸一・満重三等也、次善覚満重十、無返、次大炊允扇二本、無返次新左衛門蛸二無返、次女姓憑物御料人有返、次頭殿御方、小人二人憑之、幸甚々々

暦応二年九月十九日

今日自備後国栗原保飛却到来、是依損亡事也又空一房来臨、

曆応二年十二月七日

辛卯、天晴、今日自栗原保御書櫃到来、二十合其外監・味曾以下到来、幸甚々々

曆応三年(1340)三日十九日

今日岩崎律師參入、去廿六日自備州上洛云々一瓶持參但代也、用途三貫文、荒差一、家君有御対面、
被進賜一献、幸甚々々、

曆応三年四月二日

今日自岩^(崎)律師許賜布三卷、幸甚々々

頭殿御方布五卷進之、外史方へ三卷進之、各被遣反事了

曆応三年四月十日

癸己、天晴、入夜雨降、今日布一段進上御前去二月岩^(崎か)嶮律師志内也

曆応三年四月十五日

是日故大炊助入道色円子息兵部丞師幸參入此間自備後上洛云々、持參一瓶料、一貫文有其興、幸甚
幸甚

曆応三年四月廿一日

甲辰、天晴、今朝岩嶮律師慶祐參入、明日可下向備州云々、被進一献賜茶并鞆弓等

康永四年(1345)年三月十三日

今日安芸入道先參高野去十日出家、法名円源^{日来俗之時}若党四人、中間三人同出家云々將監師上・
兵部大夫入道了円等同上洛。

今日安芸入道酒肴三結・蕪撰二紙袋被進之云々又掃部左衛門入道酒肴料一結進上云々

康永四年三月十八日

壬寅、早旦家君^{墨染}同車籠僧二人、又安芸入道円源子息將監師^上、兵部大夫入道了円等自宿直參会、
於御墓所作寶篋印多羅尼、光明真言、今日栗原保申次被仰付予、以友阿被仰之、正和度被仰成^{安木入}
道^{彼例也}、幸甚々々、今日安芸入道安堵料内、且廿貫文被進之、今日安芸入道円源、安堵料内五貫文
被進之京進分都合二十五貫文也。小時、安芸入道殿子息將監師上・兵部大夫入道了円等參入云々。
御說法以前於南向常出居被行坊飯、僧衆^{并公達}等着座、安芸禪門并師上・了円等同有座、今日誦
文十二通^{家君、予、安芸入道、外史}各有誦經物

今日吉和栗原公文酒料 二結沙汰進上、追代官

康永四年(1345)三月廿六日

今日安芸入道円源、同子息將監師上、兵部大夫入道了円等參入、各々安堵料事、以予種々御問答之、
及晚合差一献給明日可下向之故也、各々安堵料安芸入道分八十貫文、内當進二十五貫文、残五十五貫
文被進請文安堵御教書己下来廿九日可被書下、其以前無日次之由、陰陽師計申故也間件日可被書下安
芸入道己下、明日先可下向、下部一人留置可賜御下文己下之由、申置了。

康永四年三月廿七日

今朝安芸入道下向備後、青侍中開酒三連今日被出之了及盃飯、幸甚々々。

康永四年三月廿九日

癸丑天晴今日依日吉日備後^{□□}安堵御下知書賜之、予書之安芸入道被留置人、扇并新茶少々被志遣

了、予扇五本志安芸入道了。

康永四年四月九日

今日岩崎律師慶祐參入、以予御問答条々申所存又坂町安堵……………（略）

御所崎一字分安堵御下文同賜之、件地子於京都可致沙汰之由申之、其外歌島當年請料且十貫文、可致沙汰之由申領状了。

康永四年四月十二日

今日岩崎律師 町安堵料三貫御所崎地子七百二十文進上之、坂町申次五連致沙汰、今五連可有御免由申之、然而為任例、猶可問答也。

康永四年四月廿一日

今日岩崎律師參入明日可下向備州之由申之令差酒給、茶五袋被志遣了、退出之後安芸入道許へ被遣御状等以左近太郎被遣宿了。

康永四年六月十九日

今夕又次郎自備後上洛、三儀公文安堵料且十貫賃進其外未到彼到来被宛御拜賀料足之處^来延弱到□以外也、安芸入道無沙汰歟、如何

康永四年七月十三日

以便宜、自備後栗原保掃部左衛門入道觀心号屋□分安堵料二貫文致沙汰、申次分布二段申次分友阿申沙汰間被遣彼了、式貫文被納了

今夜又令発給、聊輕様令発給幸甚々々

康永四年十月十二日

壬戌、天晴、今朝將監師上參入、綿櫃持參之、安木□□同持參、請文用途已下致沙汰云々。
予方有状申次殘三貫文被沙汰上、幸甚々々、今日將監進上開酒料、鳥目三百疋、蠟燭〔 〕予方蠟五^延被志之、外史□荒面一被志之云々

（中 略）

貞和三年（1347）十一月五日

天晴、今日酉刻許自備後栗原保飛脚到来、是去月廿六日夜号久世次郎悪党等打入安芸入道住宅ニ放火浪籍事也、然而翌日退出之由載状、以外事也。

貞和三年十一月七日

今日自備後江平次上洛、放火浪籍事、守護注進被執進之了。

貞和五年（1348）正月十九日

□孫六度々久世次郎以下に寄合^{候へ}候、様々事内談候之間、廻候不□□覚候、伺京都御意候て候し、□此令申候やらんきやうにも候はて、委細^承候て其様を可存知候、如此御意□□□□には、なにとはねををり候ても□正躰事候、□御事京都事地下一大事此事候、尚々便宜之時者、可有御心得候事候、期後信候、恐々謹言 十月三日直講殿 円源（花押）

□六下向御文委細承候了、抑悪党退治事郎勢をも□計候へ可追出候之處、三谷合戦□々和合戦所へは可入給主之由守護方より兼具ニ禁制候之間〔 〕無心本候。

貞和五年正月廿三日

今日向接察大納言宿所給栗原保事為被申也此次參相国第給、次參殿下給、栗原保事被敷申各有御対面云々。

(紙背文書)

路次之間無別事下向仕候之間、返々悦入候兼又雖不珍候、千鳥賊荒卷一^{小数}10令進候、雖無何事候便宜之時は可蒙仰候、又自是可令申候、去五月廿七日より至今日雨不降候之間、今年は又令損亡候事、返々敷存候毎事期面拜之時候、恐々謹言。

七月四日 直講殿 円源(花押)

貞和五年二月二十八日

今朝家君令向接察大納言様四条大納言第給^就食昨日雜訴有沙汰、猶廿日分可勤仕若難義者、無左右難返付栗原保之由有勅定云々御沙汰次第理不尽也、為之如何。

^覚候、^{敷入}候、^{地下}事一旦事にて候へは始終落居勿論事候、就其候ても公事一大事候仍以前委被申候つ適被替進候、物違候て江平次空罷下候へば、寮中被失申候公役をつらへられ候てこそ罷候はんするに一定公役欠候ぬと覚候、返々公私敷入候如沙汰申候、寮務無相違候てこそよく候へきに公役欠如せんと候事、返々無勿昧候、毎事^{當役を}こそ被^憑申候に如此候へはなに候へしとも不覚候、相構^{期後信}候、^{恐々謹言}。

御心中察申候、又聊取廷たるやう〔 〕同心候、今日十四日御状同廿三日到来委承候了、當保事尚々驚敷入候、京都も無物沙汰候之間、不及催促候就公私被^怨候へとも一向闊沙汰候間、無力候、沙汰始候は京都沙汰は不可有等閑候也、次此度入道殿御上洛再三被申候様に公役寮中の大事候之間、不願地下機嫌被申候 敷入候 へ

今月十四日御状同廿三日到来、委細承候了當保事、返々敷入候御心中察申候、京都武家沙汰^{此間は}候不候之間、無力不及催促候、下地事も被察申候、又寮中公役欲及欠如候之間、是又公私敷^{候仍不願機嫌}候、^役公^事も被申

貞和五年五月廿九日

今日自備後栗原保飛脚到来、去十九日左兵衛佐両使被打渡候了云々、幸甚々々。

貞和五年 六月十六日

(中原師躬)
今日自備後状到来、昨夕音儒同道又次郎男上洛也。

貞和六年閏六月二十日

今日兵部入道了円參入、昨夕自^{備後}上洛云々。持參一瓶料百疋及盃飯、又蠟燭并廷、千鳥賊三十進上之、又蠟燭十廷、千鳥賊二十志予、本意之由遣返事。

貞和五年十月二十日

今日左近太郎自備後上洛、仕人同上洛

栗原保守護大平出羽權守令押領云々

觀応三年(1352)九月二十二日

次令向^三宝院賢俊僧正坊給以人被聞栗原保相原下向之間、被仰彼之由昨日武家沙汰仰^之由云々垂相時分片時 存之由被申之、殊以外候、相原今朝下向候細々見來候委細可被仰候不可有等閑之由有返事云々

貞和五年九月二十四日

今日備後守護代栗原保事申談雜掌子細等在之、自国守護代官昨日上洛、就其土肥失面目之間、自京都被下代官可打渡之由申之了

貞和五年九月二十六日

今日備後守護代与雜掌出逢奉行所、是栗原保事自京都被下代官者可打渡、始終雖為本御代官於今年所務者自京都可被下人云々奉行嚴重公領之様仰含守護代了、神妙々々

栗原保事為申談、欲參三宝院僧正坊之処、未申習之間、賜御一行可持參之趣被示之、此間足有雜繫事、不及出現之間、対面申事不定然而先書進状了、彼中将与三宝院同腹兄弟也殊細々寄合仁也家君以状、令向三宝院坊給之処有雜契事之間、不入見參後日可有來臨之由被答之間被帰了、次令向勤修寺一品第給以前民部權少輔定茂朝臣

3. 安芸入道・兵部大夫・左近氏について

師守記の中の栗原・吉和保等に関係する記事をあげたが、若干内容によって省略をしたところがある。しかし、大略其意をくむことが出来ると思う。

師守記に出てくる人々のうちで安芸入道について、青木茂氏は次のようにいっている。

「安芸氏の出自はわからないけれど、宝土寺文書（尾道）や高知の常通寺の鐘になっている光明寺（尾道）の鐘銘に出てくる橘信吉という人物が安芸入道の後裔であろうともいわれている」と述べられている。安芸入道は栗原保内での経営に主要な役割を果たしているが、しかしながらその実態はよくわからないのである。つぎに安芸入道とたびたび京都にやってくる兵部大夫入道了円についてであるが、身分的に城の主とも思われないので、あくまでも推測として考えてみたい。

因島村上氏の宿老として村上氏を支える宮地氏は、木頃石見守に城を追われるまでは、吉和保鳴鹿城代として吉和保にいたと系図に出てくる。宮地氏の系図をあたってみると、次政「保安三年(1123)越中国宮地荘を賜わり、宮地を以て姓とす」、兵部太郎広義、兵部次郎広俊、兵部太輔弘躬（木頃石見守の為に戦死落城(1423)す、家族は村上氏と因縁あるによって因島に渡る）、大炊助明光、と続くようである。前述の系図をみると、明光以後の大炊助の前には兵部という共通した名称を見ることが出来る。師守記に出てくる兵部大夫も兵部であるという共通性を見ることが出来、他には宮地氏らしい人物もみい出せないのであるが、但嘉吉三年(1443)、高野山にたいする山名時熙の守護請不足米を堺まで送った船の中に「犬島おゝいとのゝ船」の名前がみえ、宮地氏の持ち船と思われる。また因島村上氏のもとで中庄の金蓮寺、八幡社再建の大檀那となっているので、安芸入道にくっついてでてくる人物とも思われませんが考えてみる余地はあるのではないだろうか。

つぎに左近氏であるが、これは直接栗原保や吉和保に関係する人物ではなく、中原家の家使として、各地の大炊寮領にいらしているのであるが、兵庫北関入船納帳のなかに瀬戸田から鉄を運んだ船の持ち主として左近二郎（同一人物ではない）の名がみえ、また、因島金蓮寺の瓦葺きかえをした中に、中庄御代官幡利子息又三郎預左近三良と出てくるので、左近氏の多くは酒^{あきない}＝商に関与していたのではないかと思う。

4. 師守記の内容

師守記の栗原保や吉和保に関する記事は前述のように、暦応二年(1399)から貞治六年(1362)まで載っている。この時代は足利尊氏が建武政府にそむいて自己の政権を確立する時代であり、各地で南朝方と北朝方との争いがあったし、後には弟の直義、息子の直冬との間が不仲になり、三つどもえの争乱の時代になる時でもある。そしてこの時代中原氏は北朝の大外記として京都にいて、大炊寮領の管理をしていたのである。

安芸入道は栗原保内において八十貫文の安堵料を払って経営していたのであり、度々息子の将監師上と兵部大夫をとめない上京していたことがわかる。

岩崎律師慶祐は御所崎内の地子として七百二十文を払い、歌島の請料として十貫文の安堵料を支払っているのである。

御所崎は尾道の中でも重要な港としての地位を占めるのであり、この時代は大炊寮の管理下にあった。高野山太田庄の倉敷地であった尾道は、太田庄の物資の積み出し港でもあり、活況を呈していたものと思われる。

岩崎律師が御所崎内を占めて地子を払っていたのは、向いの歌島の大炊寮領を請け負っていたために物資の運送上必要なためであったと思われる。御所というのは大炊寮との関連でつけられた名前であると思われ、尾道に政所があったとすれば、青木茂氏のいうように、御所崎内にあったと考えられるのではないだろうか。

貞和三年(1347)⁽⁶⁾になると久世次郎等が栗原保内に入って、安芸入道の住宅をやいたりして、すぐに京都に注進がいて、守護にかけあっているようである。貞和五年(1348)になっても、久世次郎等の侵入はやまず、孫六が度々久世次郎等にかけているが、なかなか思うにまかせないようである。そこで中原氏は中央工作をおこなっているが思うにまかせず、貞和五年(1349)五月になってようやく、足利直冬の力によって栗原保を回復しているのである。しかしそれもつかの間、同年の十月には、左近太郎の報告により、大平出羽権守の押領を知るのである。

此時には三宝院賢俊の力をかりて、相原氏が三宝院の命をうけて、栗原保内をこまごまと見て、三宝院に報告し、その結果守護代が京都に呼ばれて、奉行から公領に侵入しないようにと厳しくいわたされているのである。この文章中に土肥がその面目を失ったとあり、青木氏は土肥はどのような人物かわからないと新修尾道市史に書いているが、私は素直に考えて、小早川氏でよいと思っている。

其の後、家君(師茂)は栗原保のことで三宝院をたずねたけれど、三宝院の都合で会えず、後日またたずねるといふことで文章は終わっている。

大炊寮領はその後武士の侵入によって有名無実となり、御所崎も足利直冬や山名氏の勢力下に入っていくことになる。

(注)

(1) 令制における官職である。大政官の少納言の下にあって奏文の作成、先例の考勘、公事儀式の奉行などをつかさどり、大外記、少外記各2人でその下に史生10人が属した。

大外記は清原、中原氏の世襲である。

- (2) 『師守記』第11巻 藤井貞文、小林花子編 続群書類従完成会
- (3) 雑穀、諸司の倉糧のことをつかさどり、中原氏の世襲である。
- (4) 『鞆』市街地発掘調査報告 福山市教委 1980 『尾道』市街地発掘調査 1977 1978 1979 草戸千軒町遺跡調査研究所
- (5) 網野善彦 『無縁・公界・楽』(平凡社)、『日本中世の民衆像』(岩波新書)、他 笠松宏至 「仏物・僧物・人物」(『思想』670)、石井 進「都市鎌倉における地獄の風景」(『御家人制度の研究』吉川弘文館)、井上鋭夫『山の民・川の民』における雲ノ上公伝説の解説等、横井 清『中世民衆の生活文化』(東大出版会)、その他に『一揆史入門』、視覚や聴覚に関する研究も多く出ていて注目されている。

(福山市民図書館)

- (編集者注) 引用史料の中で“處→処、新→料”等、便宜上漢字を改めたところもある注意されたい。